

西東京市第5次男女平等参画推進計画の基本的な考え方（素案）

1. 計画の基本理念

本計画は、互いを尊重し、性別等にとらわれずに個性と能力が十分に発揮できるジェンダー平等社会の実現を目指します。また、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際基準として設定されたSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、17の目標を意識しながらジェンダー平等施策を推進していきます。この考え方を踏まえ、基本理念を以下のように検討します。

○これまでの理念

一人ひとりが自分らしく自立し、
いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす

○たたき台としての理念

互いを思いやり、誰もが活躍できる、
一人も取り残さない社会をめざす

～ SDGs（持続可能な開発目標）～

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて加盟193か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間の行動目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、17の目標と169のターゲットが定められており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持っています。

掲げられた17の目標の一つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が含まれています。



2. 計画の基本的視点

基本理念を実現するための基本的視点は以下のように検討しています。

◇ジェンダー平等

私たちは、誰もが社会のあらゆる場において、性別等にかかわらず人権が守られ、責任を分かち合い、平等な立場で参画できる社会をめざします。

◇女性活躍の推進

私たちは、すべての人が自由な選択のもと、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる場で活躍できる社会をめざします。

◇多様性の尊重

私たちは、年齢や国籍、性的指向・性自認等にかかわらず、一人の人間として違いや多様な在り方を尊重し、多様性を認め合う社会をめざします。

3. 基本目標

基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する意識の醸成

ジェンダー平等社会を実現するためには、性別等にかかわらず、誰もが互いに多様な生き方を尊重することが大切です。

ジェンダー平等を阻害する要因である「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方である固定的役割分担意識について、令和4年度に実施した男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査では、女性で解消されていないと回答する割合が前回調査から増えており、依然として根強く残る意識の解消を図る必要があります。

また、東京都では令和元年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、性的指向・性自認等を理由とする差別や偏見の解消を図り、当事者支援を推進する取組を進めるとしています。令和4年度の西東京市民意識・実態調査においても、男女ともに性的マイノリティへの取り組みが必要と考える割合が前回調査より増えており、必要な当事者支援として市のサービスや環境整備、市民・企業等への意識啓発が求められています。多様性を尊重する社会に向けて、性別等による不当や差別や偏見、それに基づく慣行等を解消し、ジェンダー平等意識を醸成していくことが重要です。

(想定される施策)

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消
 - ・ ジェンダー平等教育・学習の推進
 - ・ 性の多様性の理解・尊重
- 等

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

【女性活躍推進計画】

いきいきと自分らしく働き続けるためには、家事や育児、介護、地域活動等によって働くことを断念することなく、家庭生活と仕事を両立できることが重要です。働き方改革をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためテレワーク等の柔軟な働き方への理解や取組の広まりや、育児・介護休業法改正による男性の育児休業取得促進の取組が進められてきました。しかし、令和4年度の西東京市民意識・実態調査によると、家庭生活や個人の生活を優先したくとも、実際には仕事を優先せざるを得ない状況が男女ともに見受けられます。ワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、職場環境の整備の働きかけや企業・労働者への意識づけが必要です。

また、固定的性別役割分担意識やそれに基づく男性中心型の労働慣行等により、働く場において性別による不合理な待遇差は今なお残されています。世界経済フォーラムの公表するジェンダーギャップ指数をみると、日本は2022年では146か国中116位で、政治・経済への女性参画が遅れていることから先進国の中では最低となっています。令和4年度の西東京市民意識・実態調査でも、市の審議会や管理職への女性登用の促進が求められています。誰もが社会の対等な構成員として能力と個性を十分に発揮して活躍できるよう、女性活躍の推進を図ることが重要です。

（想定される施策）

- ・ワーク・ライフ・バランス実現のための市内企業への啓発
- ・男性の家庭参画の促進
- ・政策・方針決定過程への女性参画の促進

等

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

配偶者等からの暴力をはじめ、虐待や性暴力、ハラスメント等の様々な暴力は重大な人権侵害となる行為です。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等によるストレスや休業等の生活不安による影響でDVの増加や深刻化が大きな問題となりました。内閣府におけるDVの相談件数も大幅に増加しています。令和4年度の西東京市民意識・実態調査でも、被害を受けても相談していない人が約半数を占めており、暴力の根絶をめざし、未然防止のための啓発の強化や被害者支援の取組を進めることが重要になります。

また、女性はひとり親や高齢、障がいがあること等により複合的に困難な状況に置かれやすくなります。誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりを進めることが必要です。国では、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現をめざし支援施策を推進すると示されています。市民の生活に一番近い地方公共団体において、相談体制や細やかな配慮、支援が必要です。

（想定される施策）

- ・暴力の未然防止と早期発見
- ・相談体制の充実と被害者支援
- ・ひとり親家庭や生活困窮者等への支援

基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

計画の着実な進行にあたっては、庁内組織が一体となって取組を強化し、施策の充実を図ることが重要です。しかし、令和4年度に実施した西東京市職員意識・実態調査でも、ワーク・ライフ・バランスを実現できていない現状が浮き彫りになっています。市の事業所等のモデルとなるべく、庁内の職場環境の整備や、女性登用の促進等に積極的に取り組む必要があります。

また、男女平等参画推進の拠点施設である「男女平等推進センター パリテ」の取組の充実を図り、市民や事業所等への啓発や協働・連携を進めることも大切です。しかし、令和4年度の西東京市西東京市民意識・実態調査によると、西東京市男女平等情報誌「パリテ」、西東京市男女平等推進センター パリテ、女性相談といった西東京市における取組の認知度は低い状況にあります。西東京市の取組の市民に向けた周知の強化と、取組の充実を並行して行うことが必要です。

(想定される施策)

- ・ 庁内推進体制の充実
- ・ 男女平等推進センター パリテの事業充実
- ・ 計画の進行管理